

会 議 録

会 議 の 名 称	玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会 第3回会議
開 催 日 時	平成17年 5月19日（木） 午後 1時30分から 午後 3時10分まで
開 催 場 所	玉村町役場 2階 小会議室
出 席 者	町民代表委員 4名 町議会議員代表委員 4名 町職員代表 4名 事務局 3名 以上15名
会 議 の 議 題	・意見集約について意見交換
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 資 料	

会 議 経 過

1. 開会：事務局

時間になりましたので、第3回の会議を始めさせていただきます。まず、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

2. あいさつ：会長

皆様、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回第3回の会議は、予定では骨子づくりとなっております。また、皆様からたくさん意見をいただいて、それを集約した会議録もお手元にあるかと思います。

それをもとに、また皆様から意見を頂いた文章をお配りさせていただいているかと思えます。今日は、そういった中から、更に細かく皆様からご意見をいただけたらと思います。

会議次第には、「協議事項：意見集約について意見交換」とありますので、その点、皆様からのご意見をよろしく願いいたします。議事がいつも通り進行できますよう、ご協力よろしく願いいたします。

3. 協議事項

意見集約について意見交換

・**司会** それでは、意見交換に入らせていただきます。会議録をテープにおこした物をまとめていただきました。たいへんよく皆さんの意見が書かれているかと思えます。これを読んだり、また熊倉先生の第2回まちづくり講演会がございました。そういったものをまとめて、皆様からご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

・**事務局** 事前に4人の委員から提出いただきまとめた「意見集約表分類1～4」と、会議当日提出いただいた委員の意見集約表について、資料を朗読説明

(分類2：項目14の意見「町のHPアクセス数について」補足説明。

現在、カウンターの設定をしていませんが、過去の実績から月平均3,000件程度のアクセスがあります。その他、イベント開催の情報や、選挙の開票速報の時は、何千件という単位で急激に跳ね上がります。

・**委員** 一つだけ、補足させていただいてよろしいでしょうか。たいへん恐縮ですが、最終頁に「研究会の運営上の検討事項」を書きました。

(1. 会議録の公開について) これは、たまたま太田市のホームページを見ていたら、こういった会議の会議録が全部公開されているんですね。それで、この性格上、こういう会議の内容も、始めから町民に分かりやすくしておいた方がいいのではと感じました。

(2. 学識経験者を加えるについて) 太田市では、専門的な大学の先生が座長で入っておられると読んだものですから、研修会で講演いただいた熊倉先生に入っていたけると力強いかなと感じました。

・**司会** 文章で提出いただいた方については、今お示しさせていただいた訳ですが、文章でなく今回の会議でご意見をお持ちいただいていると思います。

・**委員** 今回もらった資料ですが、めった分解してしまって、本体が見えなくなってしまった感じを受けました。やはりそれなりにまとめることが重要。自治基本条例の目指すものは、住民参加型のまちづくりを作る。やはり、それには情報の共有が必要ということだと思います。

そういった基本的な考えを共有して進めていかないと、なかなかまとまるものも、まとまらなくなってしまう感じを受けました。資料を見て、私の考えている進め方と違うと感じたので、これについての回答はしなかった。

・**司会** ことがことだけに、たいへん難しいと思いますが。〇〇さんにまとめていただいた物を見ますと、前回みなさんからご意見いただいたものを、体系的に番号を振っていただき出していただきました。たいへん、いいなと思いました。

前回の会議の中で、基本条例を作るということは、皆様の一致した意見です。会議録の中にも、全員が作る方向でと出ていますので、そういったこと踏まえ、しっかりとやっていきたいと思っております。ただ、今回は素案作りということで、何も無いところから作り上げることは、本当にたいへんだなと思います。

皆さんも何か課題があって、それに対して議論というのであれば、たくさん意見がでるわけですが、そういった物がなくて、ただ基本条例の素案作りということだけで、皆さんのご意見をいただいているわけですから、なかなか意見がでてこないのも分かるわけですが。

ともかく進めていかななくてははいけません。

12人の委員、事務方の職員を含めて15人で、なんとか推進していきたいと思っております。どんなことでも構いませんので、皆様から忌憚のない率直な意見をいただきながら、まとめていきたいと思っております。

最初にいただきました資料「玉村町自治基本条例(仮称)草案策定について」の2頁に「自治基本条例検討方針」がでております。草案の概要等でしております。前回、阿佐美委員からご提案があったかと思っておりますが、(資料4頁にある)草案に対する目的、基本理念、町民の権利、町・議会の責務などの項目に沿って議論をしていったらいいのではないかと、というご意見がでました。意見を皆様からいただくのですが、どのようにしたら、ご意見がでやすいでしょうか。始めにもどってしまったようですが、詰まっているので。

・**委員** 前回の議事録と意見集約票を作ってください、我々のところに投げかけてくれ

ました。私なりに、色々なことを考え、一番底辺のところから、自分たちに出来ることから考えました。

協働ということですから、町と一体化するわけで、住民の我々に何が出来るか、そこから考えていって、出来てくるのかなと考え、かなりの意見をださせていただきました。

〇〇さんの意見集約表は、非常に良くできていると思います。こういう頭を切り換えてみるとよかったのかなと思います。非常に上手いまとめ方をされていると思います。こういうふうにもとめていかないと条文というのは出来ないと思います。

〇〇さんがおっしゃった心配もありますが、でも、出来るまでにいろいろな意見があって、そういう中から、この条文が生まれてきたというのがあれば、住民に対する説得力というのは十分にあると思います。

我々がそのことを理解せずに、ただ格好いいものを作っただけでは、住民の方に理解してもらえない。色々な意見の中から出来上がっていけば、住民の方に理解してもらえものが出来ると思っています。金子さんの意見は、非常に見事だと思います。

・委員 評価していただき有り難いです。非常に独断的で。逆に、皆さんとやり方を間違えてしまいハラハラしているところです。

それから、改めて、玉村町のホームページを見て、総合計画に関する項目がよく練られていました。基本条例が出来れば、その上位にいくのだと思いますが。総合計画など、既にある計画と基本条例との関係について、詳しく内容を詰める前に、検討してみたらいかがでしょうか。

・司会

条例との整合性については、事務方でしっかりと調整していただければと思っていますが。

・事務局 資料「玉村町自治基本条例（仮称）草案策定について」5頁をご覧ください。Q&Aで内容が載っています。

総合計画との関係は、「総合計画はまちづくりの目標である将来と指導を掲げ、それを実現するための施策を明らかにするための計画で、一定期間中に達成すべき目標を設定し、体系的、計画的に事業を進めていくための指針となるものです。

施策を位置付けるのが総合計画であり、一方、自治基本条例は、たとえば総合計画をどのように策定するのか、その計画の位置付けはどうかなどといったことを規定することもでき、そういう意味では総合計画を規定する上位規範となります。」ということです。実際の話、総合計画は既にスタートしております。

総合計画は、ある期間がたちますと必ず見直しが入ります。総合計画をどのように作るのかを自治基本条例に盛り込むのはいいことだと思うのですが。ですから、町の計画を作り上げるためには、どのような手法をもって計画を作るのかという規定を自治基本条例に入ればいいのかと考えています。

先ほどから、皆さん言われていますが、自治については住民の意思に基づいて自治が行

われるということが根本であると思われます。総合計画も、住民の意思に基づいて計画されるのが妥当と考えております。どこまで、自治基本条例で規定すればいいのかが、非常に難しく、皆さんお困りになっているのではないかと思います。

進行する上で、皆さんがお考えのことは、ある程度出てきたと思うのですが。どの辺りまで盛り込むのか、明文化するのかを考えていただければと思います。そうすれば、ある程度、骨子に入れて欲しい部分がでてくると思います。

・委員 町民参加型のまちを作るという気持ちは、皆さん持っていると思います。それを実現させるためには、町・行政は何をしたらいいのかということですね。例えば、先ほどから山田さんがおっしゃっていますが、情報の共有は大切です。

しかし、その元は、町の行政の仕事だと思うのです。どのような情報を町民に与えればいいのか、という細かいことになりますけれど。要するに、町、執行、行政として、どういうことをやれば町民参加型のまちづくりができるのか。

もう一つは、町民にとってみますと、町民は町民参加型のまちを作るために、どういう意識をもって、どういうことをしたらいいのか。要するに、町民の責務というのでしょうか。といったことを考えてみる。

それから、もう一つは、町と町民と、地域社会みたいなものがあると思います。そういった地域社会、区でも構わない、小学校区でも構わないですが。そういった地域が、町と住民の間に立って、どういうことをしたらいいんだろうか。このようなことを考えれば、かなり中身が分かってくるのではないかとおもうのですが。どうでしょうか。

・委員 まだ、考えが十分にまとまっていない中での発言ですが、町全体の認識と、エリア・エリア、地域・地域というのは、やはり別々の課題、文化がある。そういったものを、まず把握して。

これまでは、どこに住んでいるのか、区につきあいとか、町に税金を払っているとか、必要最低限のことをしていれば、行政に対して何もしなくてもよかったわけですね。しかし、これから求められるものは、そういうものでは無くなりつつあるんですよ、という意識を、どういった形で住民一人ひとりが持っているか。要するに主張するといえますか、行政に対して接近していくという。住民一人ひとりの意識は、行政と密接不可能なところに実はあるのですが、そのことに対して、なかなか言えなかった。言う必要もなかった。しかし、そうではないという意識づくりを、この条例の中でどうやって、やっていたらいいのか。そういうところの草案かなと思っています。

玉村町全体のことを理解するためには、まず、エリア・エリアを分析し、融合・考え方を把握して。そして全体の統一性をみたり、分解したり、集めたりしながら、試行錯誤しながら作っていくしかないのではないかと。

その中で、やはり基礎自治体の中の住民ですから、大それたものは求めていないですよ。暮らしやすさが基本にあると思うのです。大きな物質的な何かを求めるというよりも、非常によい人間関係。健康な時はともかく、気持ちが落ち込んだとき、健康でないときなどケアしてくれるような地域社会を再生していくこと。そういったことの積み重

ねていくのではないかと感じています。

・**司会** そうですね、お互いにね。共助というのがありますね。

・**委員** 今の意見の反論のようになってしまうのですが。町民が協力を求めているというのではなくて、住民が協力を求めていくのではないのでしょうか。それで協働というのではないのでしょうか。

今、皆どちらかというところ、無責任というか、無関心になっていて、これから町の財政がたいへんになっていくので、一人ひとり協力していかないと町がやっていけないんだよ、ということが基本にあるのではないですか。それで、自治基本条例を策定していくのではないのでしょうか。今度、住民の皆さんにやってもらって、協力して欲しい。そして、町はこういうことを一生懸命していくよ、ということを提言していく元が、自治基本条例なのではないのでしょうか。

住民が求めているということになってしまうと、自治基本条例を作る必要がないのではないかと、少し短絡的に考えてしまうのですが。どうなのでしょう。

・**委員** 基本的には、そうだと思います。住民の自発性などに頼らざるを得ない状況になってきている。その中で、どうやって、そのようなものを醸成していくのか。

・**委員** 確かに、お金もない、何もないということで、でてきたのですが。住民参加型という中で、具体的になります。保育所の運営をどうするのかということになった場合、町の中の団体や住民の集まりに「自分たちでやる」というのがでてくれば、それは一つの住民参加。

必ずしも、町民がそのことに全て参加していくのではなく、やはり住民参加型のまちをうたっていれば、この中で個々の施設で住民参加の組み合わせは出てくる。あまり具体的に言うことは良くない。

県の条例もそうだったが、ある程度、自衛的にならざるを得ないのが実態ではないのでしょうか。個々の問題については、いろいろな条例もあるし、町の行政の中でやっていくことですから。細かくする必要はないと思います。

・**委員** (資料：分類1の28)「住民の不断の努力による」と書きましたが、こういう形で、住民の意識づけ。「権利の上に眠る者は保護しない」という、何もしないで権利だけを主張する。憲法(12、13条)を思い起こすような、「国民の不断の努力によって保持しなければならない。

又、国民はこれを濫用してはならない」という条項をみると示唆的なものだと思います。幸福の追求について、公共の福祉に反しない限り尊重するとありますので、非常にバランス感覚がとれているので、そういったものを自覚して、自治基本条例を作っていたらどうかなと思うのです。

個々人が幸せになれば、その集合体として、玉村町という自治区も、当然暮らしや

すい町という形になると思います。幸福追求権もいいけれど、その中での権利の内容とか、公共の福祉に反しない限りというバランス感覚がとれた意識づくりを根底においておくことが重要だと思います。権利の上にあぐらをかかないということも大切と考えています。

・司会 たいへん難しい話になってしまったような。熊倉先生の講演の中で、(レジュメに) 団体自治の強化とか、住民自治の強化とか、そういったものがでております。(レジュメ：4) 自治基本条例の前に「地域自治区」を考えてみようというのがあります。

住民自治の原点は「共助」にある、自己決定、自己責任のもとに治めると書いてありますね。(レジュメ：6) 自治基本条例とは、まちづくりの基本理念の明文化と推進のためのルール確定であり、内容的には、個別の条例や計画などの策定指針、または自治体の組織・運営に関する基本事項とか、または一貫したまちづくりに必要な市民の権利と責務等の明文化というふうに書いてありますね。

先生が例としておっしゃったのが、この町に住む人たちが守っていく、またそういったものであり。特徴をいかしたもので、簡単に言えば、あいさつをしましょうとか、ルールを守りましょうとか、ゴミを捨てない町を綺麗にしましょう、町を花いっぱいにしましょうとか、住民の皆さんが協力して作る自治ということの例で言ってくださいました。そういった中では、〇〇さんが憲法をだされてお話をされましたが、国民が守らなければならない法律として、または権利として憲法があります。

国民の責務として。

今回、地方自治が推進される中で、その地方の自治は、そこに住んでいる人たちがしっかり自治をしていきたいと思いますというのが本来だったのですが、戦後の日本の中で、熊倉先生の講演の中のお話をいただきますと、要するに今まで国が面倒をみてきてしまった。

本来ですと、地域住民が自分たちの住んでいるところは、自分たちで守っていこう、といったやるべきものを国が代わりに手を出して守ってきたという中で、現在、行き詰まりの状態になってしまったと。

それを、戦後の、自治の基本に立ち返りましょう。そこに住む人が、そのまちをつかっていくことに立ち返りましょう。ということで地方分権がされてきたという話をされてきました。ですから、確かに町の憲法のようなものですから、たいへん難しいことだと思います。

どういうふうにしたらいいか、私ども素人には、体系的にこうなんだ、ああなんだというふうには、すぐに出てこないのが、暗中模索しながら議論をしていただいているわけですが。この玉村町として、玉村町に住む人たちが、玉村町をよくするためには、何をしなければならないのか、ということを決めていけばいいのではないのかなと思います。

ですから、玉村町として、あいさつ運動をしていきましょうとか、職員が「いらっしやいませ」とあいさつを推進していくとか、ゴミを自分で処理していましょうとか、生活していく上で、町を厚生していく上で、私たちが何をしなければならない、という部

分ではないかと思うのです。

玉村町に住む私たちが玉村町を愛し、誇りに思える町にしていくために、では何を決めていくのか、というところで、あまり難しく考えずにご意見をだしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

・**司会** ざっくばらんに申し上げて、ちょっと事務的にまとめに入るのが早すぎるという感じが強いんですよ。

私は今までそういう予定できているので、それはそれでいいと思うのですが、基本的なところについて、それなりに意思統一をしておかないと、あとに災いを残すことになるだろうし、進んでいくのに非常に辛いなという気持ちがしてましてね。

例えば、基本条例の目的は何なのかと。それから、何をどういうふうにするのかと。この辺のところをお互いに、ざっくばらんに意見が出たのは一回なんですよね。初日は別として、その後一回ですから、住民にそれぞれ、なるほどということになっているかという、その辺に心配がありましてね。

とにかく今出てきている内容をもとにして、もう一回意思統一をして進んでいくことが必要かなと思っているんですよ。ですから、進め方についてはこのままでいきたいと思っていますが、気持ちとしてはそれだけありましたと、申し上げておきます。

・**委員** 昨日、配っていただいた資料に私はかなり意見をださせてもらっているのですが、私は自分で出来そうなことを書いたわけです。一番底辺のことを、まず考えてみて、何が協力できるんだろうということからスタートして考え、文章にしてみました。

皆さんがこれをもとにして、もう一回考えていただき、この中に足せるものがあるかなと思います。更にこの中に、皆さんの意見を付け加えていただけると、中身がかなり広範囲の、具体的に良い案がでてくると思います。

方向性も〇〇さんの項目別で整理すると、非常に読んでいきやすいし。中身については、こういった経緯でできてきたんだということが分かると思います。それを実際に、具体化して住民に求めるというのは、次の段階ですから。まず、とりあえず整理をして、みなさんの意見をお尋ねして、一つでも二つでも書いて頂いて出していただき整理をしてみると見えないものが見えてくると思うのですが、どうでしょう。

それから、文章に整理すると当然、文章は綺麗になるわけですよ。しかし、ただ美化しただけでなく、当然中身も伴わなければなりません。もう一度、皆さんのご意見をだしていただいた方がいいと思います。

・**事務局** 本日、事前に4人の委員さんからいただいた意見を集約したものと、〇〇さんから提出いただいたものをお配りしましたが、まず例えば、4人の委員さんからいただいた意見を、分類した番号（例えば、分類1に書いてある①住民参加と協働）のもとに移動してみます。

また、似たような項目が、あちこちに出てくるので、それを整理し、各委員の皆さんへ送ります。それを見て、新たに気がつくものがでて、それを付け加える。進め方の中

で「底辺からいろいろな意見をだして、一回まとめて、またバラして、また組んでいくと。その作業を何回か繰り返したらどうでしょうか」というご意見がありましたから、そういった形に結びつけていったらどうかなと思うのですが。

・委員 私の分類は、かなり自信がないものです。ともかく、これ以外にも「今でも何かが落ちている」という感じをもっています。自分ではハラハラしている状況ですので、そのような使われ方をすると心苦しいのですが。

・委員 いえ、参考にさせていただいて、組ませてみるということなんですから。

・司会 必要に応じて、項目が増えてもいいわけですね。

・事務局 そうです。減ったり増えたりしながら、並んでみて初めて見えてくるものがあると思いますので。

・委員 熊倉先生のレジュメ2頁に「自治基本条例のタイプ」がありまして、この辺が気になるものですから、(分類1の③に)「基本条例の性格付け」という項目を設けました。玉村町のおかれた状況から、どのタイプがいいのでしょうか。

私は、レジュメにある三つのタイプではなく、(1)と(2)の折衷型みたいなものの方が良いのかなと感じています。この辺も議論させていただければ、一番、基本的な方向が見えてくるかなと感じがするのです。

・委員 町が、最初に期待したものがあると思うのですが。

・事務局 資料(「玉村町自治基本条例(仮称)草案策定について」)の4頁「自治基本条例Q&A」に考え方や位置づけが書いてありますので。

・司会 (資料(「玉村町自治基本条例(仮称)草案策定について」)の4頁の)このピラミット型でいくと、自治基本条例というのは、一番上に置かれるというふうになりますね。

(熊倉先生のレジュメ2頁6の?) 最高規範タイプですね。

・事務局 最初は、内容的には、このように考えましたが、この場合は草案策定委員会ですから、ここがその体系を考える場所です。そう考えていただいて結構だと思うのですが。

・委員

行政上の位置づけとして、この位置にあるのは分かるのですが、性格づけとして、それから、差し迫った行財政の中で、実効性まで求めたいところなのですが、そうになると、一番上に座っている憲法型でいったときに、実効型のものがどういれられるか、非常に

心配になる点があります。

群馬県が私案だけで廃案になったのは、行財政改革を別に大綱をつくっているものだから、その部分を分けてしまった、実効性の部分をね。だから、理念型でいらなくなり、制定するのを止めてしまったと思うので。

・委員 玉村町も、おそらくそのような形になると思いますよ。そうでなければ、基本条例では、これだけではできない。具体的に強力にやっついていかないと。

・委員

条例の上位にくるとすれば、町民参加型のまちをつくるために、町はどういうことをすればいいのか。例えば、総合計画を作ります。行財政改革中期計画を作ります。それを町民に提示をします。理解をもらうということですね。

町民は、町の総合計画や行財政改革中期計画をよく理解して、町民として何が出来るかを理解し、判断し、積極的に自分の出来ることに参加をしていくということですね。そういうことが書かれるべきと思うのです。条例の上位に規定すればということですよ。

しかし、そうじゃないんじゃないかと。町民が参加するためだけを町が真剣に考えればいいではないかと。

例えば、町の財政は逼迫しております。従来のようなことは、町は出来ません。町民の皆さんは、そのことを理解して、町の事業に積極的に参加してくださいとかね。そういうやり方もありますね。全然、違うんですね。従いまして、そこら辺のことを検討するのも一つの方法じゃないかという気もしますね。

一番簡単なのは、上位にくるやつだと思うのですね。憲法型の条例を作るのは非常に簡単だと思うのですね。抽象的でもある。そうでなくて、町民の皆さんが参加しなければ、町はやっていけませんということになれば、非常に厳しい条例になってくるということですね。

従いまして、それを更に突っ込んでいきますと、自律のために町は財政シミュレーションを出しましたが、自治基本条例に入れてもらうことになるかもしれない。今まで町がやってきた、こういう事業はできません。町民の皆さん、やってください。というような書き方になるかもしれませんね。

・委員 私は、今度の場合は、字面は自治基本条例ということなんだけれども、内容的には思い切り割り切ってしまうといいと思っているんですよ。なぜ、この条例を作る必要が出てきたのかというところからいくと、やはり自律の問題から始まって来るわけですから、そのへんの分析をしておいて。

それで、例えば、これはいろいろ議論があると思いますけれども、10年なら10年を一つのパターンにしなから、町の総合計画等等、今まで条例・計画等がまずかったのかということ、それは決してないだろうと思うのですね。

それを前提にしながら、なお一層状況が変わってきた、この自律ということ踏まえて、じゃあ、理念的にどこに重点をおいて、我々が全体で考えていかなければならないのかと。ここのところに絞ってもいいのかと考えています。ただ、そうやって基本条例でなくて、部分条例という名前にもならないし、精神的には基本条例なんだと。

ただ、具体的な内容については、総合計画等等を踏まえてやっていくんだと、そういうことでいいのかなと思っているんです。その辺の意思統一ができていけば、それなりの内容と広がりが出てくるのかなと思っています。

例えば、前文で玉村町は自律をしますとか、あるいは自律を選択しましたとか、一行でいいと思うのですね。だけど、12人の中では、この自律というのは、いろいろな状況があって、そこでやむを得ず選択したと。その後、どうすることがあって、その議論があって、この一行が生まれている、ということを押さえておく必要があるのかなと思っています。

それともう一つ、基本的に基本理念の中身は何になるか。安心であり、安全であるということになると思うのですね。安全というのは何かということになると、犯罪事故がないのが安全であるということになるのでしょうかけれども、それはまず、第一項目だと。

もう一つは、例えば、差別がない。あるいは、環境の破壊がない。そういうものが二つ目にあり、三つ目は、そういうものを許しておくような状況があってはいけない。そういうことを踏まえて、理念としては、この町に住む人の安心と安全を守るんだということを押さえていって、そのために、今までの総合計画でいろいろ考えていることは、それなりに良いことだと思うのですね。

ただ、それが町民一人ひとりに本当に自分たちのものとして受け止められているのかというと、私も含めて、計画は計画としてあるんだけど、あまりピンときていないということになるんだと思うのですね。それをもう一回、身近な問題から一人ひとりが考えて、それじゃあ、例えば、財政的な問題だけでね、たいへんなんですよ。

だから協力してくださいよじゃ、非常に寂しいんだけど。そうではなくて、こういう状況の中で、良い町をつかっていくために、どうしたらいいんだということで、それぞれの、町は町、議会は議会、町民は町民のやるべきことを明らかにしながら呼びかけていくということで、それが、大方の同意を得ることができれば、これは立派なものになっていくんだと思っています。そういうことで進んでいければいいなど。

いろいろ具体的な中身が出てきますけれども、それは一つ、基本条例の精神にむかって集中をして処理をして、というか条文を作っていくというのが必要かなと思っています。

・司会 副会長の言葉で、今日の会議はまとまったような気がします。他に意見があれば、承ります。発言されていない方、いかがでしょうか。

・委員 ただね、具体的な問題になると、いろいろ問題があると思うのですよ。例えばホームページの話がでましたけれど、私は苦手なのですが、IT社会といいますから、そういうものが出来なければいけないのかと。

ところが、現実に役場の組織の中で、ホームページというか、なんとかメールで町長のところにメールがポンと入るわけですね。それに対して町長が分かりましたと返事をする。それはやはり困る話でしょ。役場の組織が壊れるわけですよ。だけど、そういうやりとりの方が早くて、手っ取り早くて、本当のところは伝わると。

私は渡辺町長の時に文句を言って、変な顔をされましたけれども。だけど、それをやってしまったら、ものによりますけれども、役場の組織はどうなるのだということになるのですね。それとあわせて議論していかないと。私は町長に直接言いました、返事をもらいました。それで終わりです。それでは、困るということだと思っています。これは、一つの例ですがね。

・**事務局** さきほど話しましたが、皆さんの意見を集約したものを、できるだけ早い時期に皆様のもとに送ります。それに対して、落ちているもの、新たに加えたいものを書いていただいて、次回の会議までに提出していただく、それを整理したものを、次回の会議にかけるという方法でやりたいと思うのですが、いかがでしょうか。

・**委員** さきほどの町田さんと羽鳥さんの意見を文書化したものが欲しいが。

・**事務局** 意見集約表と会議録と一緒に送ります。条例のタイプ等いろいろ考えていただければ、遅れを取り戻せると考えておりますので、よろしく願いいたします。

・**司会** それから、〇〇さんが提出してくださった資料の中に、研究会運営上の検討事項として、1. この研究会の経過（会議録等）を公開とするか、2. この分野を専門とする学識経験者等を委員に加えられないか、というご意見がだされましたが、いかがでしょうか。

・**委員** （会議録は）気分的には無い方がいいと思うけど、これから議論していく経過を思うと、やはり公開というのをはずすわけにはいかないんでしょうね。例えば、町の情報についても、町民の皆さんに公開すべきである予定でしょ？

それから、学識経験者については、いてもらってもいいのでしょうか、少なくとも草案策定委員会なので、その後ね、議会等を含めて、たくさん学識経験者がいると思うので、ここでは12名の委員と事務局を含めた15名の意思統一で、どうでしょうか。

・**委員** 学識経験者が入ってくるのは非常に嬉しいのですが、我々がそれに頼ってしまうことになるのではないかと。できれば、この場・このメンバーで作り、後で見てもらうようにしてみたらいかがでしょうか。

・**司会** この草案策定委員会設置要綱第3条に「顧問を置くことができる」とあります。ですから、こういった委員には学識経験者でなく12人で話し合っ、話を参考に聞くという部分ではいいのかなと思います。ということですので、あくまでも委員は、この

12人ということで。

・委員 それから、策定内容に関する検討事項の2番目に「今後厳しい財政状況が予想される中、行財政改革は最重要課題であるが、これを基本条例の前面に出すと種々の誤解を招く恐れが懸念される。基本条例の実効を上げることで結果として行財政改革が進み、安定した町政運営が図れるという考え方のほうが住民の理解を得やすいものと思う（集約表の分類4：36番と分類2：53番の関連事項）。」この辺のことも、皆さんで考えていただければと思います。

・司会 ここは、さきほどもありましたが、行財政については、町の方でもやるという部分で、別角度でいくのではないかと。

・委員 ただですね、行財政改革に直接関係しなくても、町の財政は非常に厳しくなるんだと。そのことで、町民参加のまちづくりを検討するというになったと思うのです。

もともと議会で議決した行財政改革の第1項目ですね。そうすると具体的な行財政改革の内容は、それは今述べることはないと思うのですが、将来、玉村町が自律でいくとすると、かなり厳しい財政状況をむかえることになる。従って、従来町でやっていたいろいろな事業が出来ない部分がかかり出てきます。それは、町民の皆さんの自主的な参加によって、今までみたいにやっぺいこうではないかと、というような事は書いてもいいと思うのですが、いかがでしょうか。

・委員 この件は時計を見ながらでなく、少し時間をかけてやらないといけないのかなと思っているのですが。その辺は、将来的な話ですから別ですが、私は少しまた言い分があるので、あんまり簡単に決められない話かなと思っています。

・委員 それは、自律の話と関係するし、合併問題とも関係があるし。誰が自律を決めたんだという声もでてくるかもしれない。

・委員 ただ、私はそういう問題については、町長の委嘱状を受けているので、これを前提にして物事を考えるつもりでおります。そこだけは、踏み外さないつもりでいます。

・委員 あまり財政が厳しい話とそれを直接的に前面にだしていくと抵抗があつて。町は我々の力を使って楽をしようとしているのではないの、ということになるとたいへんだな、というのがこの意味なのです。

・委員 分かりますね。昨日、甘楽町へ行政・財政改革の研修に行ったのです。甘楽町は完全に現状を町民にぶつけたわけです。どうしようもないと。それで、自立の道、町おこしプランを作ったわけです、わずか5ヶ月で。175項目にわたり数字を入れて全部計画した。そのかわり、町はこれ以外出来ません。あとは町民の皆さん、こういうこ

とをやってください、とピシッと書いてあります。それでも甘楽町はやっていますからね。たいしたものですよ。ただ、玉村の場合、違いますからね。

・**事務局** 前回の会議で話したことで、「合併しようが、自律でいこうがの話の中で、玉村町としては住民の手の届く自治としてやっていくんだというコンセンサスを求めながら自治基本条例を作ったらいいのではないか」というような考え方もありますので、合併だとか自律だとかということではなく、相対的に玉村町がこういうことでやっているんだということ、ご理解いただければと思っています。

・**司会** 玉村町が自律であろうが、合併しようが、ここに住む皆さんが、やらなければならないこと、責務と言いますでしょうか、そういったものを今回の自治基本条例でということですので。それから、行財政については、時間をかけてしっかりと議論をしていきたいと思います。

それから、次回会議日程について、6月17日（金）午後1時30分からになっておりますが、皆さんいかがでしょうか。（承認される）

・**事務局** 新たに作成した意見集約表と本日の議事録については、数日後にはお配りできると思います。また、前回の議事録とあわせて読んでいただいて、いろいろとご意見を書いていただければと思います。

本日の会議は、これで終わりにしたいと思います。たいへんありがとうございました。